

○ 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年^金融^庁告示第七号）
厚生労働省

改正案	現行
<p>(連結の範囲) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。</p> <p>(ボラテイリテイ調整率の適用除外) 第七十六条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、 、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラテイリテイ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保の</p>	<p>(連結の範囲) 第三条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、労働金庫連合会が法第五十八条の五第一項第四号又は第四号の二に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（次条第二項第一号イ(1)において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。</p> <p>(ボラテイリテイ調整率の適用除外) 第七十六条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、 、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第六十六条又は第七十九条の算式においてボラテイリテイ調整率を適用することを要しない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設</p>

ための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十二号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。）及び企業年金連合会

六（略）

立された厚生年金基金及び企業年金連合会

六（略）